

## フロンティア旭（旧会派）等の政務活動費不正請求・受給事件につ

### いて法的措置など未解明部分の徹底究明を求める請願書

#### 討論要旨 川村つよし議員

今回の請願書に記載されている請願趣旨には大きく2点、究明がされていないと書かれております。その一つは、9月25日に発表された議会事務局のコメントに、武田元市議に対して「場合によっては法的措置も視野に入れ」との文言があるが、法的措置がされていないこと。いま一つは、尾張旭市議会政務活動費の交付に関する規則第9条に、「領収書等の証拠書類を整理し、保管しなければならない」とあり、武田氏の「領収書は廃棄した」との発言は規則違反なのに、何の対処もされていないことの2点です。

私は、この請願書の趣旨を読んだとき、正直驚きました。なぜなら、この問題としている2点は2月2日の議会運営委員会の場で山下議員から疑問が出され、それに対し議会事務局からまとまった回答が既にされていたからです。それが、2月12日付の請願として提出され、紹介議員は山下議員ですが、山下議員は2月2日の会議で説明された内容を、紹介議員を引き受ける際に請願者に御説明いただけたのかどうかというのは大変疑問です。私なら、この請願内容は既に回答が得られており、この内容での請願は受けられないとお断りする内容です。請願に反対する理由は、「既に議論は済んでいる」ということで十分だと考えますし、もしこれが請願ではなく紹介議員が不要な陳情であれば、取り扱わないとする結論もあり得たと思います。

請願が提出された後の2月23日付で、請願者から趣旨説明について文書を頂きました。これは私だけではなく、ほかの議員へも送られていると思います。この内容についても、これまでの議会運営委員会の議論で説明がつくお話だと思います。本来であれば、紹介議員である山下議員が議会運営委員会に在籍しているわけですから、この請願が委員会付託を省略する判断がされる際に、2月23日付の文書の内容を紹介し、委員会付託をすべきであるとの主張をされる材料としてお示ししていただくのが紹介議員としての役目ではなかったのかと思います。

次に、武田市議がお辞めになった理由についてですが、この点は、今、山下議員から御指摘があった件ですけれども、金額についてですが、この件は背景として政務活動費があったのであろうと推量を、皆さんされているのではないのでしょうか。確かに明言されている部分がないとは思いますが、こうした背景がなければ、ああもやすやすと辞めるのかなというふうには、私は感じておりましたので、ここは政務活動費に不正があるのではないかという指摘を、議会人事をやり直していただきたいという当時の武田議員からの申出について、いろいろお聞きしたという記録が、議会運営委員会の中でも代表者会の中の記録

の中でもあるかと思えます。

金額について明細がいるのか。この点も、先ほど山下議員からお話があった点ですが、その計算方法などについても、2月2日の議会運営委員会で議員には公表をされております。それに対してどのような疑念となるのか、そうした御指摘がないまま、先ほどのお話はちょっといただけないとお聞きしておりました。では、2月23日付の文書、これは請願者から多くの議員に配られた内容ですが、その内容を紹介しながら、反論をこの際させていただきたいと思えます。

①は名称についてですが、この説明はほかとの関連がありますので、少し後に回します。②の前段にある法的措置の話は、請願趣旨に書かれた内容で、2月2日の議会運営委員会で詳しく説明があり、事務局が使った説明用の読み原稿も議員には閲覧ができるよう、当日委員長が指示をしております。

当日の説明では、9月25日にプレスリリースした際に、「場合によっては法的措置も視野に入れ、厳正に対応していきたいと思っている」と発したことについて、この法的措置は返還に依拠してもらえなかったときを想定していたこと、議会運営委員会で調査が行われ、返還額が確定し納付があったこと、利息についても請求額が納付されていることから、尾張旭市の損害としては回復していると判断していること、そのような説明がありました。

結論としては、既に返還金、利息については納付済みであり、損害は回復している。不正請求の当事者は既に市議会議員の職を辞しており、また、その後の報道等で実名を公表されており、一定の社会的制裁を受けていると認められる。このことから、告発などの法的措置は行わないと判断しているという説明でした。

2月2日にこのような説明がありましたし、当時請願者も傍聴に来られていたのではないかと思います。一体どうして同じ内容で請願を出すのか、それを紹介議員として受けるのか、不思議な話です。

次に、②の後段にある、不正で得たお金を何に使ったかという話ですが、文書では武田元議員、松田元議員、松原議員、安田議員の名前を上げています。武田氏以外の者が不正によって得たお金を着服した証拠があるのなら、さらに追及も必要だと思いますが、11月9日に武田元市議を議会運営委員会に参考人招致し、質疑した際に確認をしておりますが、請願者がお名前を上げた方たちも着服していたという説明はありませんでした。これは、証言に頼るところが大きい話ですが、その証言を覆すだけの材料は今のところないと思えます。

③は、4人の現職議員を当時のさかえ議長が厳重注意した件ですが、この間の議会運営委員会の傍聴や議事録を読めば、誰が処分されたのか察しがつく話で、請願者も書面で書いているように、現職では書類作成に関わった2人の議員のほか、会派の代表者である若杉議員と、会派の政務活動費の会計担当の議員です。これで4人が本会議議事録上明確になったわけですが、お一人だけ、この場で名前を伏せさせていただいております。大体1期目の1年目の議員にお金の管理を任せて、責任者だから批判を受けろというのは、さすがに無理筋

だと思っからです。

公明党の芦原議員についても、処分しないのかという記載が頂いた文書にあります。この件も、武田元議員の参考人招致で、証言もあった話です。武田元市議の話聞くまでもなく、私は、公明党尾張旭市議団は被害者だと、迷惑をかけられたのだという理解です。どこかでお話しているかもしれませんが、私も武田元市議と研修に一緒に行かないかとお誘いを受けたことがあります。結局、日程が合わなかったり、内容に興味湧かなかつたりで御一緒しませんでした。もし、事務的な手続を武田氏にお任せして出かけていたら、今回のように追及する立場に立っていることができたろうかと冷や汗が出る思いです。ひょっとしたら武田氏は、発覚しそうになったときの保険という意味もあって、御親切に研修に誘っていただいたのでしょうか。そうは思いたくはないのですが、そんな思いがしております。

ここで①の事件名ですが、「フロンティア旭等の政務活動費不正請求」とするのか、「フロンティア旭の政務活動費不正請求」とするのか、「等」がついているのかどうかの違いですが、これは恐らく議会運営委員会が作成した報告書のタイトルのことを御指摘いただいているのだらうと思ひます。報告書のタイトルについては、あまり議論にならなかつたと思ひますが、議会事務局とも相談し、私の判断であえて「等」を外して報告書を作成しました。「等」が指すのは公明党尾張旭市議団だと思ひますが、あえて「等」を外すことで、公明党市議団が被害者であることを表現する意図です。議論の経過から、この点を明確にするために、私は「等」をつけるべきではないと思ひます。

請願者も④に「公明党が武田市議にだまされた」と記述しているように、だまされた被害者を「等」の一文字として入れておいた方がよいという認識なのでしょう。名誉回復のためにもはっきりさせておきますが、公明党尾張旭市議団はやっていないと私の認識を断言しておきます。

次に、松原議員についてです。この件は、議運の調査でも明らかにしてきた話で、その議事録を読めば分かることですが、彼にどれだけ強い批判を与えるか、その強さを判断する要素が2つあります。この点は、単に領収書を受け取り、武田氏の指示で報告書を作成しただけの安田議員とは重さが違ふところ。松原議員においては、ツーリストアイチへ領収書を受け取りに行っていたようですが、武田氏の指示があつたとはいっても、意図的に1枚領収書を受け取らずに済ませています。何かおかしいと思わなかつたのかと言ひたいです。

もう一つは、政務活動費のルール変更について、厳格化が言われて対応策が決まった直後の時期で、会派でルール変更が周知されていなければならぬ時期だったということです。規則の変更内容というよりも、当時の議長、若杉たかし議員の音頭で、厳格化が翌年度から実施されることが決まり、その内容について「税金なのだから、しっかりやらなければ」と、当時の会派代表者だった森 和実現市長がそれを受けて決まっていた。会派で周知してくださいと議長が指示を出していた。その後だった事件です。そういう話の直後に不正を行うというのは、悪ふざけが過ぎるのではないのでしょうか、武田さんと言ひた

いです。

もう一つは、会派の中で厳格化の周知が本当にされていたのか？と言いたいです。周知されていないのであれば、やはり当時の会派の期数が長いものに重い責任があるだろうと私は考えますし、聞いていたはずなのに領収書を置いてきたのだとすると、変だと思わなかったのかな、松原さんと言いたくなりますが、金銭の着服は武田氏だけだったろうと考えれば、処分としては議長からの嚴重注意までだと思います。議長が処分する権能があるかという問いも、③の文中にあります。11月27日の議会運営委員会で、当時のさかえ議長は、議長としての権限でやれる最高のことは嚴重注意しかないと言っています。

次に、松田元議員です。彼はほかの2人とは違い、自主的に不正を行っています。これもふざけるなと言いたいのですが、お金は受け取っていないという話は、たまたま市役所近くのラーメン屋さんでお会いした際に、本人からお話を聞くことができました。武田氏は、この点は記憶は曖昧なようですが、不正額約10万円という金額の受渡しは武田氏と松田氏の間で行われていれば、幾ら何でも当然お互い覚えていると思うという松田氏の指摘に対して、武田氏はそれで了承したというふうにお聞きしました。お互いそんな受渡しの記憶がないでしょうという話をしたそうです。政務活動費の会計で、残額として残っていたのだという松田氏の指摘を受けて、武田氏も認めたと聞いております。では、なぜそんなことをしたのか。お金の苦勞をしていた武田氏を助けたかったのでしょうか。元は税金なのに、武田氏と並んで悪ふざけが過ぎる。着服がなくても議員辞職物だと、もし前回当選し、現職議員であれば、もっときつい追及をしていたと思います。

松原議員と安田議員については、なぜ武田氏はこの2人を選んだのかということも考えます。武田氏はどこまで意識していたかは分かりませんが、相手が不正に気づいて指摘してもごまかせそうな人を選んでるように感じております。「おお、よく気づいたな、練習問題だったんだ、偉い、偉い」と褒めておけば、それでうやむやにできそうな人物を、人のいい人物を選んでる。そのあたりは、どの子供に、どのような声かけをしてやればにこにこついてくるのか、嗅ぎ分ける元議員の臭覚のような、そういう能力が彼にはあるのではないかと、そんなふうに思っております。だからといって、お二人には物が税金だと話をもっと重く受け止めていただきたいと思います。

次に、成瀬元市議の名誉回復についてです。政務活動費の不正に関与していないという御指摘ですが、まず会派費や会派預託といわれる、彼らが会派で集めていたお金のことですが、税金でもなく、言わばサークル活動の会費のようなものに対し、その使い道が何であろうが、部外者が口を挟むようなものではありません。その金銭管理が極めてずさんだったことによって、政務活動費の不正を会派で気づくことができなかつたと言えます。しかし、成瀬氏は武田氏の不正に本当に気づいていなかったのでしょうか。少なくとも最も気づくことのできる立場、位置にいたことは、そう言えると思います。相棒が武田氏でなければこんなことにはならなかつただろうと、お気の毒には思いますが、名誉

回復を市議会がしなければならない話でしょうか。御本人とはお話ししておりませんが、もうそっとしておいてほしいと思っているのではないのでしょうか。

次に、④の規則9条についてですが、これは請願趣旨に記載されている話で、2月2日の議会運営委員会で回答済みです。④には加えて、令和あさひの代表者や会計責任者への問いかけがあります。このような個別の会派への質問が請願になじむのか疑問ですが、私がお答えする筋合いのものではないと思います。どうぞ、これまでこうした場で何の表明もされていない若杉議員に答えてあげてくださいと申し添えておきます。また、会派全体の責任も、名称を令和あさひに変更しただけにとどまらず、来年度以降も態度で表現していただけると思っております。